

銀行の引当開示の充実に向けた特徴的事例と今後の開示要素

多様化する引当方法を踏まえ、投資家等のニーズに応える開示を

金融庁 監督局 銀行第二課 地域金融企画室 課長補佐 松本 亜衣
課長補佐 白井 翔平

画一的な内部管理態勢を重視する金融検査マニュアルが廃止されて以降、銀行の貸出金に対する引当方法の多様化が進んでいる。それに伴い、各金融機関においては引当方法の開示の充実が求められるが、情報開示の望ましい水準や在り方について悩む声もある。こうしたなか金融庁は今年2月、銀行実務も踏まえた開示の充実を図る観点から、引当開示に関する勉強会を開催し、出された意見や実例など議論の成果を取りまとめた資料を3月に公表した。本稿では、公表資料の概要を解説するとともに、引当の開示の在り方について考えたい。

引当方法の多様化に伴い重要性が増す引当の開示

これまで金融機関は、金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)の別表¹を会計実務上の指針とし、画一的な方法で引当金を計上してきた。その開示方法については、全国銀行協会が一定の開示品質を確保するため、金融検査マニュアルを参考に「有価証券報告書の作成要領」を作成し、指針として定着してきた。この結果の下、画一的な引当方法に合わせた開示となる傾向があった。

2019年12月、金融庁は金融検査マニュアルを廃止し、同時に「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方(以下、融資DP)」を公表した。その公表以降、金融機関においては、各行の経営戦略・融資方針等と整合的なかたちで引当方法を見直す動きが進み、さらに今般の新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、引当方法は多様化してきている。

引当方法の多様化に伴い、各金融機関における引当方法の開示の充実がますます重要さを増している。融資DPでも開示充実の重要性を指摘²しており、金融機関の重要な会計上の見積もり項目である引当について、投資家など財務諸表利用者の理解に資する観点から、開示の充実を求める動きが進んでいる。

こうしたなか、日本公認会計士協会は20年3月17日、銀行等監査特別委員会報告

¹ 「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト」における「自己査定(別表1)」および「償却・引当(別表2)」

² 融資DP22 ページ「④財務諸表利用者にとっての比較可能性」

第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」を改正した。本改正により、監査人が貸倒引当金の計上基準に関する注記の適切性や十分性を検討する際、例えば、多様な方法が考えられる貸倒実積率適用のグルーピングなどにつき、財務諸表利用者の理解に資する適切な記載が必要であることが留意点として明記された。³全国銀行協会の「有価証券報告書の作成要領」においても、各行の実態に応じた記載を促す旨の記述が盛り込まれている。

また、20年3月31日に公表された企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」では、21年3月期決算より、当年度の財務諸表に計上した会計上の見積りの中のうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目について、①当年度の財務諸表に計上した金額、②会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報⁴(注4)——の2点の注記が求められるようになった(当該会計基準5項および7項)。

これらの動きを受けて、自らの引当方法について、開示を通じて投資家等へより丁寧に説明しようとする金融機関も出てきている。他方、引当方法が多様化する中で、新たな開示のひな型を示すことは難しく、情報開示の望ましい水準や在り方について議論を求める声が上がっていた。

こうしたなか金融庁は22年2月21日、アナリスト、日本公認会計士協会、全国銀行協会を招き、「銀行の引当開示の充実に向けた勉強会」を開催した。勉強会では、銀行の引当開示の在り方に関して、投資家側等が期待している開示要素や銀行による実際の特徴的な開示事例、今後の開示内容などを議論した。そして同年3月1日、本勉強会の議論の成果としてとりまとめた「銀行の引当開示の充実に向けて」を公表した。以下、本報告書の内容に沿って議論の概要を紹介する。

引当の注記事項に関して特徴が見られる事例

勉強会では、アナリストが銀行の引当に対して着目しているポイントが紹介された(図表)。

勉強会では、図表に挙げた着目点を踏まえ、有価証券報告書の引当に関連する注記事項である「貸倒引当金の計上基準」と「重要な会計上の見積り」における特徴的な開示事例に対して、次のような議論が行われた。

³ 「VI貸出償却及び貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱い」の(注3)および(注10)。

⁴ 「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」の具体例として、①当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法、②当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定、③翌年度の財務諸表に与える影響——の3項目が示され(当該会計基準8項)、実際の開示事例においても当該項目が注記されている。

〔図表〕 アナリストが着目する引当のポイント

■銀行間の引当水準の違い

各行の引当方法の違いが広がりを見せるなか、銀行間の数値比較などが行われているが、各行の引当に対する考え方が開示されると、より精緻な比較分析を行うことができる。

■銀行ごとの引当の残高推移

引当方法の見直しが行われているのであれば、その内容・理由・金額が開示されると、より精緻な時系列分析を行うことができる。

■企業価値に与える影響

今後の信用リスクに対する見通しが開示されると、引当の動きがある程度予見可能となり、将来の損益計算書等に与える影響を把握することができる。

(出所) 「銀行の引当開示の充実に向けて」から筆者作成。

(1)貸倒引当金の計上基準における事例

債権のグルーピングについては、現状、一つの債務者区分に、一つの予想損失率を算出する金融機関が多い。これに対し勉強会では、債務者区分を細分化して算出している事例や、「一般事業法人向けローン」「不動産ノンリコースローン」など商品別に算出している事例、「北米」「欧州」「アジア」などエリア別に算出している事例が示された。これらの事例に対して、「グルーピング情報は重要であるため、グルーピングごとの与信残高・損失見込み期間・予想損失率やその考え方が開示されることが有用」等の指摘がなされている。

損失見込み期間については、現状、金融検査マニュアルで容認していた「1年または3年」を採用する金融機関が多い。これに対し勉強会では、特徴的な事例として、同マニュアルで原則的な取り扱いとしていた「貸出債権の平均残存期間」を使用している事例が示された。こうした取り組みについて、「貸倒引当金は今後発生する損失を見込んで計上するものであることから、採用している損失見込期間に限らず、貸出金等の平均残存期間が明示されることは有用」といった指摘がなされている。

将来見込みの変更などの「必要な修正」については、その内容等を明らかにしていない金融機関が多い。これに対して勉強会では、「必要な修正の具体的な方法を記載している事例」「必要な修正の理由、具体的な方法、金額を記載している事例」「必要な修正を実施していない旨を記載している事例」が挙げられた。これらの取り組みを踏まえ勉強会では、「必要な修正を行った場合はその理由と具体的な方法に加えて、修正金額を開示した方が有用ではないか」「必要な修正を実施していない場合には、その旨を開示していただきたい」といった指摘がなされている。

(2)重要な会計上の見積もりにおける事例

予想損失額の算出では、多くの金融機関が過去の貸倒実績に基づく方法を使用し

ている。過去の貸倒損失の発生状況が将来も継続すると仮定する場合は、過去の一定期間における貸倒実績率等の平均値を、そのまま予想損失率として使用することとなる。

他方、過去の貸倒損失とは異なる状況が将来発生すると仮定すれば、過去の一定期間における貸倒実績率等の平均値に、将来見込み等の「必要な修正」を加え、予想損失額を算定し、過去の状況には織り込まれていない将来の信用リスクを捉えることとなる。

実際に、新型コロナウイルス感染症の影響により貸倒引当金の追加計上を行っている事例などでは、「過去の貸倒損失の発生状況とは異なる状況が将来発生する」という仮定が置かれていると考えられる。こうした仮定は、「重要な会計上の見積もり」における「主要な仮定」に当たることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の影響による追加引当を行っている場合など、過去実績から必要な修正を行っている場合には、主要な仮定の内容について具体的に記載することが有用」といった指摘がなされている。

将来予測に基づく引当で考え得る開示要素

融資DP公表後、将来予測情報を活用しながら過去の貸し倒れの実績値から将来の貸し倒れを推計し、予想損失額を算出する方法を採用する銀行が出てきている。いわゆる「フォワードルッキング引当」といわれるこの新たな引当方法は、参考にできる開示事例が積み上がっていないなか、在るべき開示の水準が分からないといった声が金融機関から聞かれた。

こうした声を踏まえ、勉強会では、「将来予測情報を活用した引当方法を採用した場合に考え得る開示要素」について取り上げ、①将来予測情報を活用した引当方法を採用した背景、②モデル等の内容、③最善の見積もりを行うための態勢——の3点について意見を交わした。

特に、②モデル等の内容に関して、どこまで詳細に記載できるか(すべきか)が議論された。開示の先例が少ないなか、銀行・監査人の間でも開示の粒度については模索しながら議論を重ねている現状を踏まえ、「まずは将来予測情報を活用した引当方法を採用した背景や採用指標、モデルの考え方等を開示し、モデルが安定化できてきたところで、マクロ経済指標の予測値等のモデルの内容を開示するといった、段階的な開示の拡充も考えられる」といった指摘がなされている。

* * *

銀行における貸出金に対する引当方法は、「画一的」であった時代から「多様化」の時代へ着実にシフトしつつある。こうしたなか、開示の在り方についても、引当方法

の多様化の実態を反映し、各行の個性・特性が読み取れるようなものが求められる。

開示の充実に向けた取り組みにおいて、参照できるような目線となるよう公表した今回の資料は、全銀協の「有価証券報告書の作成要領」においても参考にすべき資料として言及いただいた。引当の開示事例が今後さらに積み上がり、金融機関が引当について積極的な開示を行いやすい環境への第一歩となればと考えている。金融機関のみならず、監査法人やアナリストなど、銀行の財務諸表に関わる方々にも本公表資料を参照いただきたい。これが、銀行の引当開示の在り方を考えるきっかけとなり、銀行業界において、さまざまなステークホルダーとの議論を通じて、引当開示の充実に向けた機運が高まることを期待している。

まつもと あい

総務企画局政策課(現総合政策局総合政策課)などを経て、21年1月から現職。

しらい しょうへい

有限責任監査法人トーマツを経て、金融庁入庁。20年8月から現職。公認会計士。